

○富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則

昭和63年10月 1 日

富山県教育委員会規則第 9 号

改正 平成11年12月27日教委規則第15号

平成12年 3 月31日教委規則第 6 号

平成12年12月27日教委規則第16号

平成15年12月26日教委規則第13号

平成16年 2 月27日教委規則第 1 号

平成16年10月22日教委規則第 9 号

平成17年10月28日教委規則第26号

平成24年12月26日教委規則第 4 号

平成25年 2 月22日教委規則第 1 号

富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則を次のように定め、公布する。

富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県民生涯学習カレッジ条例(昭和63年富山県条例第22号。

以下「条例」という。)の施行に関し、他の規則で定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(平11教委規則15・平12教委規則16・一部改正)

(利用時間)

第 2 条 富山県民生涯学習カレッジ(以下「生涯学習カレッジ」という。)の利用時間は、次に定めるとおりとする。ただし、富山県民生涯学習カレッジ学長(以下「学長」という。)は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ富山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に届け出て、臨時にこれを変更することができる。

(1) 本部の利用時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日及び水曜日から土曜日まで(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第 3 条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。) 午前 9 時から午後 7 時まで

イ 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで

- (2) 新川地区センター、富山地区センター及び砺波地区センターの利用時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日及び水曜日から土曜日まで 午前9時から午後7時まで

イ 日曜日 午前9時から午後5時まで

- (3) 高岡地区センターの利用時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日から土曜日まで 午前9時から午後8時まで

イ 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで

(平12教委規則6・平12教委規則16・平15教委規則13・平16教委規則1・平24教委規則4・平25教委規則1・一部改正)

(休所日)

第3条 生涯学習カレッジの休所日は、次に定めるとおりとする。ただし、学長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ、教育委員会に届け出て、休所日以外の日に休所し、又は休所日に開所することができる。

- (1) 本部の休所日は、次のとおりとする。

ア 火曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）及び休日の翌日

イ 12月29日から翌年1月3日までの日

- (2) 新川地区センター、富山地区センター及び砺波地区センターの休所日は、次のとおりとする。

ア 火曜日及び休日

イ 12月29日から翌年1月3日までの日

- (3) 高岡地区センターの休所日は、次のとおりとする。

ア 毎月第4月曜日

イ 12月29日から翌年1月3日までの日

(平12教委規則6・平12教委規則16・平15教委規則13・平16教委規則1・平24教委規則4・平25教委規則1・一部改正)

(所管区域)

第4条 条例第4条第2項で定める区域は、おおむね次のとおりとする。

名称	所管区域
富山県生涯学習カレッジ新川地区センター	魚津市 黒部市 下新川郡
富山県生涯学習カレッジ富山地区センター	富山市 滑川市 中新川郡
富山県生涯学習カレッジ高岡地区センター	高岡市 氷見市 射水市
富山県生涯学習カレッジ砺波地区センター	砺波市 小矢部市 南砺市

(平12教委規則16・追加、平15教委規則13・平16教委規則9・平17教委規則26・平24教委規則4・一部改正)

(運営会議)

第5条 富山県生涯学習カレッジ運営会議（以下この条において「カレッジ運営会議」という。）の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 カレッジ運営会議に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、カレッジ運営会議を代表する。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、カレッジ運営会議の運営に関し必要な事項は、会長がカレッジ運営会議に諮って定める。

(平12教委規則16・追加)

(地区センター運営会議)

第6条 前条の規定は、地区センター運営会議について準用する。

(平12教委規則16・追加)

(細則)

第7条 この規則に定めるもののほか、生涯学習カレッジの管理その他必要な事項は、別に定める。

(平12教委規則16・旧第4条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年教委規則第15号)

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年教委規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年教委規則第16号)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される富山県民生涯学習カレッジ運営会議の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。
- 3 前項の規定は、地区センター運営会議の委員の任期について準用する。
(富山県映像センター規則の一部改正)
- 4 富山県映像センター規則(平成11年富山県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成15年教委規則第13号)

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年教委規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年教委規則第9号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年教委規則第26号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成24年教委規則第4号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年教委規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。